

令和5年第5回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和5年12月1日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 議員派遣
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第52号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第54号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第55号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 財産の無償譲渡について
- 日程第16 同意第 7号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第 8号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第61号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第62号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第63号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第64号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第65号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）

について

日程第 2 3 発委第 1 号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 議員派遣
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 5 2 号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 1 6 同意第 7 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 同意第 8 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 令和 5 年度片品村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 令和 5 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 0 議案第 6 3 号 令和 5 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 4 号 令和 5 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 2 議案第 6 5 号 令和 5 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）
について

日程第 2 3 発委第 1 号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につ
いて

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 5 年 1 2 月 1 日			
出席議員 1 2 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小 林 政 彦		(出 席)
第 2 番	小 柳 紀 一		(出 席)
第 3 番	萩 原 和 典		(出 席)
第 4 番	萩 原 正 信		(出 席)
第 5 番	狩 野 孝 夫		(出 席)
第 6 番	北 澤 佳 子		(出 席)
第 7 番	星 野 吉 弥		(出 席)
第 8 番	千 明 勉		(出 席)
第 9 番	後 藤 眞 平		(出 席)
第 1 0 番	高 山 悦 夫		(出 席)
第 1 1 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 1 2 番	飯 塚 美 明		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	梅	澤	康	明		
住	民	課	長	金	子	小	百	合	
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事	務	局	長	星	野	孝	行	
会	計	管	理	者	星	野	照	子	

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
主	査	戸	丸	徳	子		

議長（萩原正信君） ただいまから、令和5年第5回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 飯塚美明君及び1番 小林政彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月8日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月8日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（萩原正信君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。
次に、議員派遣の件を報告します。
お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（萩原正信君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。
本件について、総務観光常任委員長の報告を求めます。
総務観光常任委員長 狩野孝夫君。

(総務観光常任委員長 登壇)

総務観光常任委員長(狩野孝夫君) おはようございます。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和5年11月13日から14日までの2日間。

視察の場所につきましては、茨城県常総市及び大洗町です。

視察の目的ですが、(1)常総市、「道の駅常総」の活用について、(2)大洗町、ふるさと納税の取組及び議会活性化についてです。

次に、概要ですが、まず(1)の「道の駅常総」の活用についてです。

常総市は、茨城県の南西部に位置し、面積は123.64平方キロメートル、四季を通じて穏やかな気候になっています。市の中央部に鬼怒川が流れており、東部の低地部は広大な水田地帯ですが、西部は丘陵地となっていて、畑地や平地林が広がっています。住宅団地や工業団地なども整備され、都市機能の強化も図られています。

2016年に発生した鬼怒川の氾濫で、堤防決壊により被害を受け、メディアでも連日ニュースとなった常総市ですが、のみ込まれたまちの復興のシンボルとして建設されたのが、茨城県内16番目の「道の駅常総」です。

常総市が掲げる「農業を活かしたまちづくり」アグリサイエンスバレー構想の拠点施設として、「食農楽のむすびまち 輝くえがおをつむぐ駅」のキャッチコピーの下、地元農産物や加工品の販売・飲食をはじめ、周辺施設と連携した多彩なコンテンツの提供を通じて、まちの魅力を発信して行くことをコンセプトとし、防災拠点も兼ね備えた施設として令和5年4月28日にオープンしました。

1階では、地元で取れた農産物や茨城県の特産品を使用した加工品の販売、2階では、地元食材を味わえる飲食店となっています。特に1階の焼きたてメロンパンが人気で、私たちが伺った日は月曜日にもかかわらず、長い行列ができていて、購入することができないほどでした。

連日盛況な「道の駅常総」ですが、11月3日には、僅か半年で300万人のお客様が来場されて祝福されたようです。

なお、施設の管理運営については、常総市は全く関わっておらず、民間事業者の株式会社TTCという会社が指定管理を受けて運営をしております。

この会社は、静岡県熱海市に本社があり、もともとはお土産の卸をしていたそうですが、今ではブランド商品の企画・開発・卸・販売、ブランド店舗の直営、道の駅・村の駅事業、地域創生コンサルタント事業、飲食事業、温泉事業と、グローバルに事業展開をしております。道の駅についても、千葉県木更津市、山梨県南部町、静岡県伊豆の国市、神奈川県の小田原市、足柄市、徳島県鳴門市、そして茨城県常総市の指定管理を受け、事業運営を担っているようです。ほかにも、これから建設される道の駅からも話が来ているとのことでした。

「道の駅常総」は、従業員120名についても地元雇用を中心に行い、地域への貢献度

も高く、話を伺った駅長さんはTTCの社員で、30代で東京から来ている方だそうです。当日もエプロンをして、忙しく右往左往していました。

当初は、忙しいということで視察を断られていましたが、村長の計らいで、片品村から常総市に嫁がれた、現在メロン農家を経営されていて、「道の駅常総」にもメロンなどの農産物を出荷されている方に紹介をいただいて、視察を行うことができました。

次に、大洗町、ふるさと納税の取組及び議会活性化についてです。

大洗町は、茨城県の太平洋岸のほぼ中央に位置する港町で、年間400万人以上が訪れる有数の観光地です。また、農業や沿岸漁業も盛んで、アンコウやシラス、紅あずま等が特産となっています。片品村とは友好都市協定や災害対策支援協定を結ぶ仲であり、いわゆる親戚でもある町だと思います。今回の視察についても、予定になかったのですが、国井町長自ら都合をつけて対応に当たっていただきました。

国井町長は、2020年9月に就任、財政基盤の強化を掲げ、ふるさと納税の活用を積極的に取り組んできました。就任前の2019年（令和元年）度のふるさと納税額は約6,200万円で、その後、令和2年度は1億3,200万円、令和3年度は5億2,000万円、そして、令和4年度は何と9億3,000万円と、3年間で7倍にも押し上げ、今年度も前年度以上の納税が見込まれているようです。

右肩上がりの寄附金獲得については、ふるさと納税事業担当部署をまちづくり推進課、地域振興係をふるさとプロモーション係として組織体制を見直し、5名体制でふるさと納税業務に当たっているということで、その中には民間からの登用もあったようです。

ふるさと納税事業の業務についても、ポータルサイトや委託先、事業者の全体統括、寄附者・事業者問合せ対応、新規事業者開拓及び返礼品開発、メルマガ・情報発信等による寄附者の獲得プロモーション、ワンストップ特例申請書処理、マーケティング活動など、多岐にわたっているようです。ふるさと納税返礼品掲載ポータルサイトにも現在12か所への掲載を行っており、寄附獲得に向けたプロモーションを展開しています。

次に、大洗町の議会活性化の取組についてですが、1つ目は、傍聴者増への取組として、議会開催前に議長名での案内状の送付や町内の銀行、スーパー、個人商店等で議会開催のポスター掲示などを行って、年間最高傍聴者数は417名、1定例会傍聴者数152名となったそうです。案内状のDM等については、議員自ら発送準備を行ったそうです。

2つ目は、本会議での取組について、一般質問について一問一答方式を採用、一般質問の名称を「町政を問う！」へ変更、1日3人までの質問、傍聴者へは議員と同じ資料を配付すること、「町政を問う！」では、スクリーンを使用し、写真やグラフを分かりやすくする工夫を行っているということです。そのほかにも、日曜議会の開催も行われていたようです。

3つ目は、常任委員会での取組、所属外委員の出席、常任委員会傍聴者へ議員と同じ資料を配付、常任委員会での答弁を課長から係長へ、これは管理職候補者が若返り、経験不足対策と職員のレベルアップが狙いだそうです。

また、年4回の定例会会期中に、当年度事業の進捗状況調査を行ったり、令和元年から

は4常任委員会を1常任委員会へまとめたそうです。理由は、委員会運営の充実と効率化、もともと各委員会の審査や活動には、委員外議員のほぼ全員が参加していたためだそうです。

次に、視察の結果ですが、「道の駅常総」の今年度の売上げは15億円を見込んでおり、予定どおり目標を達成できそうだということで、ますますの繁栄を期待しておりますが、いろいろと話を伺った中で、ノウハウを持った民間事業者がリスクを持って経営することが活力ある道の駅の運営には必要であり、官を中心とした経営という観点で捉えると限界があるのではと感じてしまいました。

大洗町のふるさと納税の取組については、國井町長からは、片品村は親戚関係ということもあり、ふるさと納税に対しての思いや戦略を詳しく伺ってきましたので、関係する部署には後日ご紹介させていただきます。

また、議会活性化についても、ほかにも議会報告会や意見交換会、議会だよりのカラー化、SNSの活用、1人1か月につき1万円の政務活動費の導入など、様々な取組がなされていたようです。本村議会活性化の参考にしてみたいはいかがでしょうか。

最後になりますが、今回視察させていただいた「道の駅常総」、大洗町より、それぞれ提案がありました。

「道の駅常総」からは、それぞれの特産品の相互販売をしてはどうかということと、大洗町の町長からは、日光市を含めた観光パートナー都市協定の締結の話がありましたので、村長には前向きに考えていただきたいと思います。

以上で、総務観光常任委員会の行政視察報告を終わりにします。

議長（萩原正信君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、産業民教常任委員長の報告を求めます。

産業民教常任委員長 北澤佳子君。

（産業民教常任委員長 登壇）

産業民教常任委員長（北澤佳子君） 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和5年11月6日から7日までの2日間です。

視察の場所は、新潟県十日町市及び長岡市です。

視察の目的は、これからの少子化問題を見据えての小中一貫教育について、再生可能エネルギー政策としての生ごみバイオガス化事業についてです。

次に、視察の概要ですが、まず、小中一貫教育についてです。

十日町市は、新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置します。毎年の平均積雪は2メートルを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。1年の3分の1以上が降積雪期間となり、この気象条件が独特の生活文化の形成や経済活動などに大きく影響しています。

多様な業種による経済活動が行われ、織物業は1,500年の伝統を持ち、農業では魚沼コシヒカリ、ナメコ、エノキダケの生産量は全国トップクラスです。現在の人口は5万人弱で、児童生徒数は、小学校17校2,102人、中学校10校1,052人、特別支援学校、小中で37人、全生徒数3,191人です。

十日町市の小中一貫教育は、平成20年5月に十日町市学区検討委員会を設置し、翌年、新しい形態の学校の導入の検討を示したことに端を発し、平成23年にモデル地区で試行、平成26年、全中学校で本格実施することになりました。

基本方針は、全中学校で小中一貫教育を実施することとし、6・3制を維持した上で、9年間を見通した教育課程の編成と小中学校の連携を深めた教育活動を展開して、小学校5年から中学校1年における切れ目のない指導・支援を目指しています。校舎が別の連携型が7校、同じ敷地に併設している併設型1校、同じ校舎で学ぶタイプの一体型が2校あります。

小中一貫教育を推進する方策として、教職員のつながり、児童生徒のつながり、地域とのつながりを柱として取り組んでいます。中学1年生の不登校の数が急増する傾向が全国的に多くなっていますが、この取組により、中学1年生の不登校が減少してきているそうです。

ただ、新型コロナウイルス感染症による学校生活や家庭環境の変化で、不登校の発生率は小中学生ともに増加傾向にあるようです。新たな段階に向けて、居心地のよい学級づくりを推進して、学力の向上、不登校、いじめ児童生徒の減少、特別支援教育の充実に取り組んでいくとのことでした。

小中一貫校のまつのやま学園には、地域外の子どもを受け入れる雪里留学の制度があり、寄宿舎もあって、交流人口の増加と移住・定住の促進につなげていて、去年は4家族が移住したそうです。

次に、生ごみバイオガス化事業については、長岡市は人口約26万人で、日本一の大河、信濃川が市内中央を流れ、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。平成16年10月からごみ改革に着手し、家庭系ごみの一部有料化、資源物の分別収集や集団回収、拠点回収などの資源化を実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきました。

平成25年3月に策定した長岡市一般廃棄物処理基本計画では、「環境にやさしい循環型社会の実現」を基本理念として、市民、事業者、行政の役割分担を明確にしながら、発生抑制、再利用、再生利用の推進や適正な処理・処分を推進し、平成30年度から10年間を計画期間とする新たな長岡市一般廃棄物処理基本計画を策定し、さらなるごみの減量や資源化に加え、天然資源の消費を抑え、次世代につなげる循環型のまちづくりを進めま

した。

平成25年7月より、民間と行政が連携して行うPFI方式により稼働することになり、翌年には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し電力会社へ送電を開始、平成28年には、電気自動車用急速充電器を設置しました。

この施設は、生ごみを微生物の働きで発酵・分解し、発生するバイオガスを発電に利用するほか、残りかすも民間のバイオマス発電所などの燃料などとして売却するなど、生ごみ全てを有効利用します。これにより、燃やすごみの量を3分の2に減らし、焼却炉や処分場の更新時期を延長できるだけでなく、CO₂の排出も年間2,000トン削減できるようになるそうです。

臭気については、立ち上げどきに発酵槽上部の安全弁から臭気を放出させ、臭気源の減臭対策の遅れにより、周辺住民から多数の苦情がありましたが、現在は特になしとのことでした。

発電量については、令和4年度実績では、年に240万キロワット・アワー、約560世帯分の発電を行っており、これは計画量の約6割となります。また、売電単価は39円になり、年に212万1,030キロワット・アワーを送電し、売電額は9,099万2,187円だったそうです。

次に、視察の結果ですが、全国で少子化が進む中、小中一貫教育もこれから各自治体で考えていかなければいけない時代が来るように思います。十日町の小中一貫教育は、五、六年かけて検討委員会で試行し、時間をかけて考えられてきた現状を視察してまいりました。

まつのやま学園の雪里留学等は、よく考えられた制度であり、片品村でも隣の尾瀬高校の取組など、今後、片品村の学校教育が高校と連携しながら、小中の教育も発展していければよいと感じました。

長岡市のバイオガス発電事業は、全国でも最先端をいく事業となっており、再生可能エネルギー政策を考えていく上で一つの指標になるものでした。

ごみ問題、再生可能エネルギーの有効利用、どちらも全国的にも避けて通れない大きな問題であり、片品村の利根東部衛生施設組合についても、今後は広域圏で考えていくこととなりますが、近隣の市町村と共に、次世代のためにもなるべく早く私たちが行動を起こしていかなければならないと思います。

以上で、産業民教常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（萩原正信君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

日程第5 議員派遣の件

議長（萩原正信君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣者のおとり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のおとり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、この取扱いを議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第6 一般質問

議長（萩原正信君） 日程第6、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

議長（萩原正信君） 7番。

（7番 星野吉弥君登壇）

7番（星野吉弥君） 皆さん、おはようございます。

はや師走となり、本年最後の定例会となりますが、熱心に議会傍聴にお越しの皆様には心より感謝を申し上げます。

また、本定例会での一般質問者数は、令和3年3月議会以来の複数の2名であり、大変

うれしく思います。

執行部におかれましては、村民の代表者としての質問、さらに提言と受け止めていただき、行政反映に結びつけていただければと切望をします。

それでは、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

(7番 星野吉弥君 質問席に移動)

議長(萩原正信君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

7番(星野吉弥君) 議長。

議長(萩原正信君) 7番。

7番(星野吉弥君) 7番。

それでは、質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな題目を2つとし、中身を2つずつの質問からお願いをしたいと思います。

まず、1点として、豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定に係る国の支援施策状況について伺います。

全国で豪雪地帯は532自治体、うち特別豪雪地帯は201自治体であり、当村は関東また群馬県で唯一、特別豪雪地帯に指定されている地域です。豪雪地帯対策特別措置法に指定されている地域ですが、昭和37年にこの法律が第73号としてできました。また、同基本計画は令和4年12月にできましたが、当村が特別豪雪地帯として恩恵を受けている施策についてお聞かせをください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、豪雪地帯対策特別措置法は昭和37年、議員立法により制定をされ、昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、片品村においては昭和54年に特別豪雪地帯に指定をされております。

法の目的としては、雪害の防除、その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進し、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与することとしており、国は基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成、閣議決定をしております。

ます。

基本計画に基づく事業に係る本村が受けている優遇措置につきましては、普通交付税の算定に当たっては様々な補正係数を使用しますが、その中に寒冷地補正の項目があり、特別豪雪地帯には補正係数のかさ上げがあり、基準財政需要額に算入をされています。

地方債による措置では、豪雪対策事業として枠組みがされており、橋梁を含む市町村道の改修工事や除雪車の購入等について、財政上の優遇措置を受けることができます。

また、基幹的な村道の改築に係る県代行事業により、道路法の規定にかかわらず、県が行う事業において、村道7号線の災害復旧工事の実施及び片品小学校、片品中学校を新築した際の建設費に係る国庫負担金割合のかさ上げ等、片品村が特別豪雪地帯に指定されているところの優遇措置を受けているところでございます。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

多方面においての特別豪雪地帯での優遇措置を受け、学校建設や公共事業を進めていくことが理解できますし、裏を返せば、村民もそれだけの恩恵を受けていることにつながっていると理解できます。今後もこの制度を、うまく活用できる事業は活用し、村負担の軽減を進めていっていただくようお願いをし、次の質問に移ります。

現在、同地帯に指定されている全国豪雪地帯町村議会議長会として、年次総会を開催し、重点施策を政府・国会に要望活動を行っています。今年も、多分11月28日から29日に既に開催されたと思いますが、現状、各制約がありますが、利根沼田及び県内指定自治体と議長会が連携し、国に燃料高騰下、除雪費用の軽減を図るため、軽油取引税が現在リッター当たり32.1円かかっていますが、この関係の免税を要望として働きかけてはとありますが、いかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議員のご質問のとおり、地方税法で定められた一定の要件の下に軽油引取税が免除された軽油を免税軽油としており、この使用については、特定の事業者が特定の用途のため、各県税事務所で手続を行い、使用できるものとなっております。

現状においては、使用できる場合として、石油化学製品製造の原材料に使用するもの、農林業等経営者及び鉱物等採取経営者が動力機械の原動力に使用するものと制約があると

ころでございますので、今後におきましては、全国の豪雪地帯指定の市町村長で組織する全国積雪寒冷地帯振興協議会及び全国豪雪地帯町村議会議長会からのご意見等を伺い、また、県内の豪雪地帯の指定を受けている市町村及び利根沼田管内の現状等の確認を行いながら、歩調を合わせて進めていければと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、星野吉弥議員への答弁とさせていただきます。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

大変ありがとうございます。

現在、当村での免税軽油取引は、農業用また一部のスキー場が圧雪等利用で申請を行い、提供を受けているものがありますが、群馬県下では、豪雪地帯が14自治体、当村の特別豪雪地帯を含め15自治体が指定されています。利根沼田地区は、昭和村以外の市町村全てが指定されていますし、利根沼田の歩調が県内、さらには全国指定自治体の要請活動となっていくようにお願いをします。また、議長にも併せて、利根郡町村議長会へ提案という行動をお願いし、次の質問に移ります。

2番として、未婚・晩婚化、今回の村が補助枠を設けた結婚相談所補助について伺いたいと思います。

まず、何かと難問かつ重要な問題質問ですが、現在、当村での未婚者の30から50代の数値は、年代別・性別ごとにどのくらいの人数になりますか。

あわせて、本年4月よりリクルートが運営する「ゼクシィ縁結びエージェント」のサービス料金補助3か月をはじめ、広報4月号、また、再度広報10月号に掲載していますが、問合せ、利用申込みはどうなっていますか、お聞かせをください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えをいたします。

当村での未婚者の人数につきまして、正確な数値の把握はできませんが、内閣府が令和3年に実施したアンケート調査では、30代の未婚率は42%、40代では33%、50代では31%となっています。これらの数値から村の未婚者を推計すると、30代が120人、40代は130人、50代は150人と推定されます。

また、今年度から実施しています、株式会社リクルートが運営する「ゼクシィ縁結びエ

ーエージェント」の利用料金補助につきましては、村民への周知を組長さんへ依頼して回覧、広報かたしな及び役場ホームページへの掲載により行っております。

利用状況につきましては、3名の方が利用し、9月末時点で補助期間の3か月を終了後も、2名の方が継続して利用していただいているとのことです。利用後、成婚された方がいる場合には、結婚相談所から役場に連絡をいただけることになっておりますが、今のところ連絡はございません。

また、問合せ等は、利用していただいた方以外からも数名の方からあったと伺っています。

以上です。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

ありがとうございます。

ただいまの質問では、令和3年度、内閣府アンケート調査推計で、30から50代で当村で約400名の未婚者数が推計されるとのことですが、関連する次の質問を提案したいと思えます。

現在、日本で晩婚化や未婚化が進んでいる理由として、以下の5つが考えられると、ある白書で述べられています。

1つとして、結婚したい相手と出会う機会が少ない。2番、女性の社会進出により男女間の格差がなくなった。3番、独身生活を楽しむ方が増えた。4番、経済的な不安を抱えている。5番、子育て支援制度が不足している。

以上ですが、県内自治体、同じ悩みを抱えていると思えます。まずは、利根沼田広域圏共同での各職域等の協力をいただきながら、気軽な出会い系のイベント開催をするのも一つと思えます。郡・市を拡大したイベントも有効と思えます。まずは利根郡町村会に提案し、進めていただければと思えますが、いかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

晩婚化・未婚化が進んでいる理由としては、社会状況や生活環境の変化により、議員ご指摘いただいたようなことが主な原因だと思われれます。それぞれの多様なニーズがあるため、全てに対応する施策は難しいとは思いますが、村内だけでなく広域的な取組として、

対象者を広げて実施することは、より効果を得られると考えます。

利根沼田管内の各自治体の取組としては、沼田市では、婚活イベントの開催などを実施しているそうです。みなかみ町では、自治体のイベントなどは実施しておらず、結婚の際に引っ越し費用の補助を行っているそうです。昭和村では、令和元年まで婚活イベントを実施していて、来年1月からは片品村と同じ「ゼクシィ縁結びエージェント」の利用補助を行う予定だということです。川場村では、過去に婚活イベントを数回実施したことがありましたが、現在取組は行っていないとのこと。

今後は、村民ニーズも把握しながら、利根沼田以外の市町村の取組も参考にして、自治体間で行うことが効果的な取組や、利根沼田全体で実施できるかなどの意向も各自治体と相談しながら、イベント開催や経済的な支援として、子育てや住環境の整備の充実も引き続き検討していきたいと考えています。

また、行政機関だけでなく、企業などと一緒を取組ができないかなども考慮し、未婚・晩婚化を少しでも解消できるような施策を考えていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、星野吉弥議員への答弁とさせていただきます。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

前向きな答弁、大変ありがとうございます。

沼田市の9月定例会でも、婚活支援について一般質問を行った議員もいましたが、どの自治体も内閣府のアンケート結果を当てはめると、晩婚・未婚化は頭痛の種だと感じます。ぜひとも出会いの機会を、各自治体、協調・協力し進められるよう、提案をお願いします。

また、近年の既婚者の出会いは、40.1%がマッチングアプリからの結果もありますし、大変失礼ですが、ぜひ結婚を切望する方は、村から補助のある本事業に勇気を持って利用申込みを切望し、一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 次に、1番 小林政彦君。

1番（小林政彦君） 1番。

議長（萩原正信君） 1番。

（1番 小林政彦君登壇）

1番（小林政彦君） おはようございます。

初めての一般質問ということで緊張しますが、よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスも5類に移行し、観光地もたくさんのお客さんでにぎわっています。片品村におかれましても、本格的なスキーシーズンを迎えようとしています。たくさんのお客さんに来村していただき、以前のにぎわいが戻ってくるよう、心から祈るばかりでございます。

それでは、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

(1番 小林政彦君 質問席に移動)

議長(萩原正信君) 教育長 萩原明富君、答弁席へ願ひます。

(教育長 萩原明富君 答弁席に着席)

1番(小林政彦君) 議長。

議長(萩原正信君) 1番。

1番(小林政彦君) 1番。

最初に、教育長に公共体育施設の有効活用について質問いたします。

旧北小学校の教員住宅は、現在、解体撤去が進められていますが、撤去後の敷地については、グラウンドの一部として活用できるよう整備を進めることで、より一層の有効活用が図れると思っておりますので、今後の整備も含めて、村の考えをお聞かせください。

教育長(萩原明富君) 議長。

議長(萩原正信君) 教育長。

教育長(萩原明富君) 教育長。

ただいまの小林政彦議員のご質問についてお答えをいたします。

旧北小学校の体育施設につきましては、平成28年度から片品小学校に統合したことに伴い、第6区民の健康増進と体力の向上を目的に、地域の方に利用していただいております。

議員ご質問のとおり、旧北小学校の教員住宅につきましては、現在、撤去工事を進めているところでございます。教員住宅の撤去後に、跡地をグラウンドの一部として活用することで一体的に整備できれば、有効活用が図られると考えております。

グラウンドの施設整備を進めるに当たり、地域の方がより有効的に利用しやすい施設となるよう、施設の管理委託契約を結んでいる第6区とも協議しながら進めていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、小林政彦議員への答弁とさせていただきます。

1 番（小林政彦君） 議長。

議長（萩原正信君） 1 番。

1 番（小林政彦君） 1 番。

現在、区民を中心に利用させていただいていますが、教員住宅の撤去で一部として活用できれば、さらに有効活用が図られると思いますので、今後、地元の皆さんと十分協議をしていただき、整備を進めていただきたいと思います。

これで教育長への質問を終わります。ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 続いて、村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

1 番（小林政彦君） 議長。

議長（萩原正信君） 1 番。

1 番（小林政彦君） 1 番。

次に、村長に質問します。

鎌田エリアのにぎわいの創出についてですが、村の中心地である鎌田地区には、役場をはじめとする公共的な施設のほか、複数の飲食店、日帰り温泉施設、寄居山公園、道の駅などの商業観光施設も多く存在し、昨年度からむらづくり観光課で、再整備を視野に入れた検討が始められていますが、現在の検討状況について教えていただきたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの小林政彦議員のご質問についてお答えをいたします。

今年度から、片品村の10年先、20年先を見据え、村全体の活性化と持続的な発展に向けて、尾瀬かたしな未来プロジェクトを進めています。プロジェクトのまちづくり戦略の一つとして、村中心地の鎌田地区再開発を検討することとしています。

再開発には、役場庁舎をはじめ、村有施設の老朽化や道の駅の施設拡張及び駐車場不足、国道沿いの活性化などの課題があるため、今後、関係機関や村民の意見も聞きながら進めていきたいと考えています。

現在、協議のたたき台としてのイメージ図を作成しているところでございます。

また、再開発を行う場合には、多くの費用がかかると思いますので、財源確保のためにも民間企業などの支援も視野に入れ、検討していきたいと考えています。

1 番（小林政彦君） 議長。

議長（萩原正信君） 1 番。

1 番（小林政彦君） 1 番。

村の10年、20年後を見据えたかたしな未来プロジェクトがスタートし、その中で、村の中心地である鎌田地区の再開発が検討されているようですが、できれば関係機関の方や村民の方の意見を多く参考に取り入れていただきたいと思います。お願いしたいと思えます。

続きまして、役場庁舎の在り方についてですが、役場庁舎は耐震化のため、補修も実施されていますが、今年度予定されていた太陽光発電導入事業も再検討するという事なので、村の中核として、また、災害時には防災の拠点となるべく、庁舎の在り方についても総合的な検討を始める時期が来ているのではないかとお考えしますが、村長の考えをお伺いしたいが、よろしくお願ひします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

先ほどの答弁と関連しますが、鎌田地区の再開発と道の駅周辺施設の充実を図っていく上で、役場庁舎など公共施設の整備も、非常に重要な課題となってくるものと認識をしております。

役場庁舎は、昭和53年に建築をされ、既に45年が経過をしています。令和2年度には耐震基準に対応するための工事を実施し、今年度は老朽化が著しい外装の補修工事も行っているところです。これらの改修工事は、現在の基準に適合させるためのものや老朽化による危険箇所の改修であり、DXの推進に代表される行政サービスの変革や防災行政への対応などへの対応が難しくなっているのが現状です。

昨年度から、庁舎の非常電源用設備の更新に合わせた太陽光発電設備導入の検討を進めてまいりましたが、もろもろの事情で、その事業も再検討が必要となりました。また、外壁改修工事を進めている中で、内部の老朽化も想像以上に進んでいることも分かり、遠くない将来には庁舎の再整備が必要であると考えております。

今年度は、利根郡内の2か村で庁舎の建て替えが行われ、建設には多額の費用を要した

と聞いております。本村でも、今後の庁舎整備を見据え、令和4年に庁舎建設基金条例を設け、財政状況を見ながら基金への積立てを行っているところです。

議員のご質問にもあるとおり、村の中核として、また防災の拠点となるべき庁舎でありますし、道の駅などの商業観光施設と隣接していることも含め、今後の庁舎をはじめとする公共施設整備をどう進めていくかを検討するために、まずは役場の中に検討する組織を設けて、状況を整理したいと考えております。そして、議会や村民にも参加してもらい、検討を進めていくことが必要であると考えておりますので、その際にはぜひともご参画いただけますようお願いいたします。

議員各位の理解とご協力をお願い申し上げ、小林政彦議員への答弁といたします。
以上です。

1 番（小林政彦君） 議長。

議長（萩原正信君） 1 番。

1 番（小林政彦君） 1 番。

ただいまの答弁のとおり、身近なところの昭和村、川場村は、今年度で庁舎の建て替えが行われました。また、片品もそろそろどうではというふうにも聞かれてきます。庁舎建て替えには多額の費用がかかりますが、村の中核、防災の拠点として、早急に検討を始めることを期待いたします。

今後の公共施設の整備と併せて検討を進めるよう申し上げ、私の一般質問を終了します。大変ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 以上で一般質問を終わります。

日程第7 議案第52号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第7、議案第52号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第52号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

北部浄化センターにし尿・浄化槽汚泥を投入するために実施した生活環境影響調査結果の縦覧に伴い、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 片品村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第8、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえ、村議会議員の期末手当の支給率の改定をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和5年12月に支給する期末手当の支給率を100分の220から100分の230に改めるものでございます。

第2条は、令和6年4月1日施行による期末手当について、支給率を100分の230から100分の225に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第9、議案第54号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第54号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、パートタイム会計年度任用職員の給料表の改定及び期末手当の支給率の改定、また、地方自治法の改正により、令和6年度から勤勉手当を支給するため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和5年12月に支給する期末手当の支給率については、100分の120を100分の125に改めるものでございます。

第2条については、令和6年4月1日施行による期末手当の支給率について、100分の125を100分の122.5に改め、勤勉手当を支給するための規定をするものでございます。勤勉手当の支給率については100分の102.5といたします。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでござい

す。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。
ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。
これから、議案第54号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第10 議案第55号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について**

議長（萩原正信君） 日程第10、議案第55号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び
旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第55号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、特別職の職員で常勤のものとの期末手当の支給率を改定するため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和5年12月に支給する期末手当の支給率を100分の220から100分の230に改めるものでございます。

第2条は、令和6年4月1日施行による期末手当について、支給率を100分の230から100分の225に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第11、議案第56号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第56号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、職員の給料表の改定、期末手当の支給率及び勤勉手当の支給率を改定するため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和5年12月に支給する期末手当の支給率について、一般職員については100分の120を100分の125に、管理職については100分の100を100分の105に、また、再任用職員については100分の67.5を100分の70に改めるものでございます。

また、勤勉手当の支給率を、一般職員については100分の100を100分の105に、管理職については100分の120を100分の125に、また、再任用職員については100分の47.5を100分の50に改めるものでございます。

第2条は、令和6年4月1日に施行する期末手当の支給率について、一般職員については100分の125を100分の122.5に、管理職については100分の105を100分の102.5に改めるものでございます。

また、勤勉手当の支給率を、一般職員については100分の105を100分の102.5に、管理職については100分の125を100分の122.5に、また、再任用職員については100分の50を100分の48.75に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第56号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第12、議案第57号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第57号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、フルタイム会計年度任用職員の給料表の改定を行い、地方自治法の改正により、令和6年度から勤勉手当を支給するため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、給料表を改定するものでございます。

第2条は、令和6年4月1日施行による勤勉手当を支給するための規定をするものでございます。勤勉手当の支給については、職員の給与条例を準用することとしております。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第57号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第58号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第13、議案第58号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第58号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の改正に伴い、片品村国民健康保険税条例の一部について改正するものでございます。

主な改正内容は、令和6年1月以降に出産予定の被保険者の届出により、産前産後期間の軽減措置を行うものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第58号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(萩原正信君) 日程第14、議案第59号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第59号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

現在、役場庁舎2階で使用している各会議室について、村民など利用する方がより分かりやすくなるよう、各部屋の名称を番号順に改めるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(萩原正信君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第59号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 片品村山村開発センターの設置及管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第60号 財産の無償譲渡について

議長(萩原正信君) 日程第15、議案第60号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第60号 財産の無償譲渡について、提案の説明を申し上げます。

本議案は、平成21年度から22年度にかけて、片品村地域情報通信基盤整備事業により土出・戸倉地区に整備した光ファイバーケーブル等の設備が耐用年数を経過し、今後は多額の維持経費が見込まれることから、財政負担の軽減と該当地域の利用者への継続的かつ安定的なブロードバンドサービスを提供していくために、現在維持管理を委託している東日本電信電話株式会社に無償で譲渡することについて、議決をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。
これから、議案第60号 財産の無償譲渡についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号 財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第16 同意第7号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（萩原正信君） 日程第16、同意第7号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本案について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。
同意第7号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の星野司氏が令和5年12月4日で任期満了となります。つきましては、星野司氏を委員に再選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

星野司氏については、人格及び識見ともに適任者であると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、同意第7号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17 同意第8号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（萩原正信君） 日程第17、同意第8号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第8号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の入澤登喜夫氏が令和5年12月4日で任期満了となります。つきましては、入澤登喜夫氏を委員に再選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

入澤登喜夫氏については、人格及び識見ともに適任者であると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、同意第8号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

- 日程第18 議案第61号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
日程第19 議案第62号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
日程第20 議案第63号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について
日程第21 議案第64号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
日程第22 議案第65号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）
について

議長（萩原正信君） 日程第18、議案第61号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから日程第22、議案第65号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第61号から議案第65号までの令和5年度片品村一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第61号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,048万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,043万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、諸収入の増額及び国庫支出金、村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、民生費、商工費、教育費の増額及び総務費の減額であります。プレミアム付おぜだっペイキャンペーン事業、非課税世帯への給付金事業のほか、役場庁舎への太陽光発電設備設置事業の再検討等が主なものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第62号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,668万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税の減額、繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費、支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第63号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,137万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金と繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第64号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,750万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第65号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,194万2,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料の増額であります。

歳出につきましては、総務費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第61号から議案第65号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第23 発委第1号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第23、発委第1号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

総務観光常任委員長 狩野孝夫君。

総務観光常任委員長（狩野孝夫君） 議長。

議長（萩原正信君） 委員長。

総務観光常任委員長（狩野孝夫君） 委員長。

発委第1号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

従来、改正前の地方自治法第92条の2の規定により、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができないとされており、議員個人と村との請負が認められていませんでしたが、地方自治法の改正により、同条に「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。」が加えられ、政令で定める一定金額である300万円までは、議員個人による村との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

法改正に当たり、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、これを受けて発せられた総務大臣通知では、「議会運営の公正、事務執行の適性が損なわれないよう、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当である」との助言がなされました。

これを踏まえ、本条例は、片品村議会議員と片品村との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適性を図るため、制定するものでございます。

それでは、本条例の内容について説明申し上げます。

第1条で、この条例は、片品村議会議員が片品村に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適性を図ることを目的とし、第2条で、前会計

年度中に村と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるとともに、報告を訂正する必要があるときは訂正内容の届出が必要であることを規定するものであります。

第3条では、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに公表しなければならないことを定め、第4条では、報告及び訂正の保存及び閲覧等について、第5条は、議長への委任について、附則については、施行期日を公布の日から施行し、令和5年4月1日から始まる会計年度における請負から適用するというものであります。

以上のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、発委第1号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 片品村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（萩原正信君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで延会します。

午前11時34分 延会